



いよいよ4月で「平成」も終わりを告げ、5月から新元号の「令和」となり、新しい時代の幕開けとなります。私も良い機会なので生活に新しいものを取り入れていきたいと思い、自分にも続けられそうな習い事を見つけてトライしてみたり、今まであまり出かけたりのりもしていなかったのので、これからはいろいろな所にも家族で出かけたいと考えています。

来年は東京オリンピックがありますか、地元福島県で開催される競技もあるそうです。聖火リレーも楢葉町の「Jビルヂ」から出発との事なので、何か一つでも競技の観戦に行つてオリンピックを楽しんでみたいと思っています。

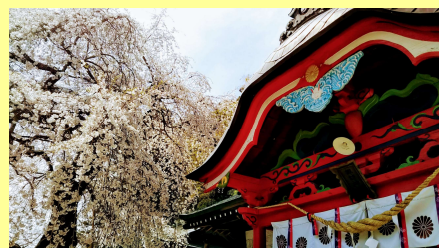
早くも5/9から観戦チケットの抽選申し込みの受付が始まるとのニュースがありました。まずは申込みすることから早々に始めてみようと思います。



(売買：松崎郁子)

ひとロメモ 平成最後のお花見でした

今年は、桜の開花の時期に寒い日がつづき、花冷えとなりました。そのおかげで、桜の花が長持ちし、何年振りかで、満開の時に花見ができました。訪ねた小川の諏訪神社の桜は、鮮やかな朱色の拝殿に映えていました。



3年連続 県内売上高 No.1

株式会社 いわき土地建物

ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く

0800-123-3719

Free Call

4月より売買営業部に配属となりました。鈴木碧人と申します。まだまだ不動産業界について分からないことはありますが、日々向上心と関心を持ち続けお客様に選んで頂けるような人間を目指し、努力して参ります。何卒宜しくお願い致します。

鈴木 碧人

4月より営業営業部に配属となりました。川前光志朗と申します。社会人1年目の新人ですが、少しは早く、お客様の役に立てる様に、努力して参りますので何卒宜しくお願い致します。

川前 光志朗

使わない古家でお小遣い稼ぎ

そのお家当社が借上げます

毎年、固定資産税+αの金額をお支払いします。

平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

空き家を放置した結果、瓦や外壁が落下、崩れるなどして他人がけがをした場合、所有者の責任となり多額の損害賠償に問われる可能性があります。その他にも、固定資産税が高くなったり、室内からの悪臭・雑草・空き巣・放火・不法投棄など心配の種が尽きません。当社に預けたいだけで、これらの問題をすっきり解決しませんか？

新法律は今までのように、長期間空家にしたまま放置して置く事は出来ないの、最終的には解体を迫られる事になります。空家にしたまま、社会に迷惑をかける為にも、是非このシステムをご利用下さい。

こんなお悩みをお持ちの方に大変おすすめです！

- ご近所の目が気になる
- 売りたいけども売れない
- リフォームや解体する費用がもったいない
- 思い出ある家を誰かに活用してほしい
- 維持管理に時間もお金もかけたくない
- 資産管理・相続に関してプロに相談したい
- リスクなく固定資産税を浮かせたい

株式会社 いわき土地建物

小島店 千973-8411 福島県いわき市小島町2-9-12

小島店 小島北店 中央店 楸田店 双葉店

宅地建物取引業免許/福島県知事(2)第3080号

PM事業部の各担当までお問い合わせください。

0246-26-0303

資金計画 | 自己資金 | 住宅ローン | 税金 | 建物状況調査 | 引越し

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる！

『住まい探しのお悩み解決BOOK』

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引の様々な事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この冊子をご希望の方は小島北店までご連絡ください。

無料進呈中

フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く

0800-123-3719

Free Call